

被保険者の方々へ

令和7年度 被扶養者収入状況調査について



保険給付の適正化と無資格受診の防止を図るために、三重交通健康保険組合では、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認（被扶養者資格の再確認）を毎年実施しています。これは健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき実施するものですが皆さまの保険料額の算出にもつながる大変重要な確認となります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【調査対象者】全被扶養者

但し、以下の方を除きます。

- ・義務教育以下の方、4・5月に実施したお子様調査にて在学証明書を提出し全日制学生として認めた方（現在、全日制の学校をやめられた方は除く）

【調査方法】①マイナンバー制度を活用した情報連携を用い、所得証明書・年金の情報を健保で取得します。



②情報が取得できなかった方、提出物が必要な方には個人宛にご案内をお送りします。
案内をお送りする方は別紙をご参照ください。



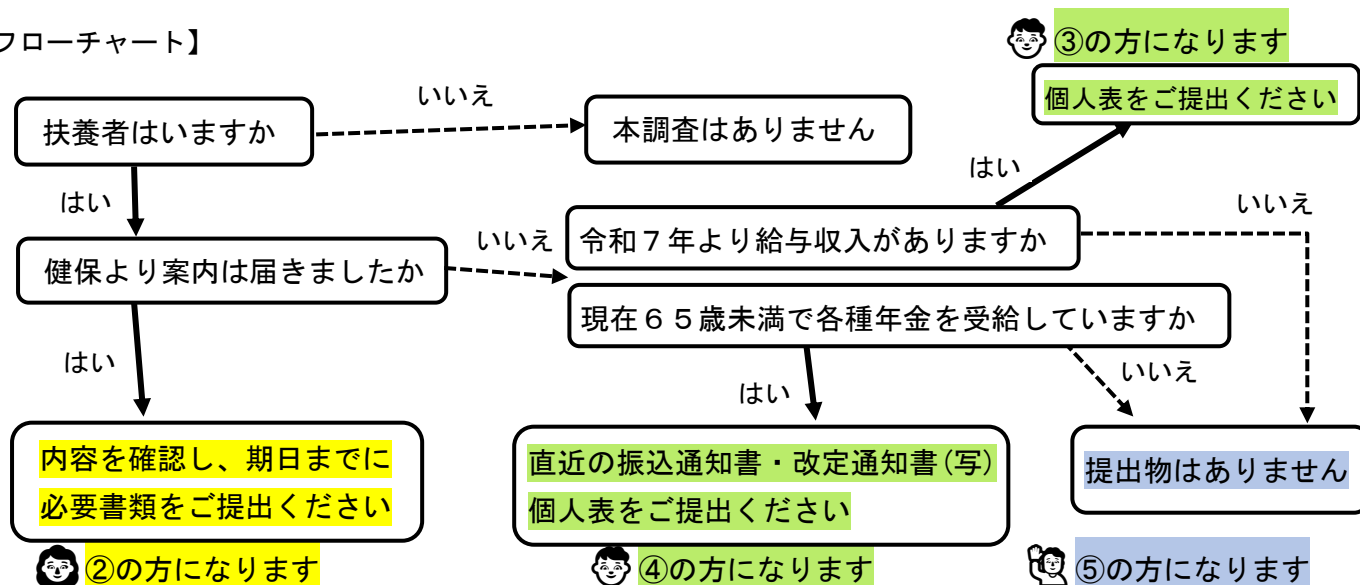
③令和7年より給与収入のある方（働き始めた方）は個人表をご提出ください。

④現在65歳未満で、各種年金（障害年金を除く）を受給している方は直近の振込通知書・改定通知書（写）、個人表を記入し提出してください。



⑤健保内で収入情報を精査し、追加でご提出いただくものがなければ調査終了です。

【フローチャート】



（障害年金の振込通知書・改定通知書の提出は不要です）

調査にて、収入等が被扶養者として認定できないことが判明した場合や、期限内に提出がなく審査不可能な場合はその方の抹消手続きを行います。またその場合一定期間再認定をご遠慮いただくこともありますので、被扶養者の収入には十分ご注意ください。

ご不明な点はお問合せください

三重交通健康保険組合 TEL059-225-9036